

各局（本部）長  
中央卸売市場長  
教育委員会教育長  
各行政委員会事務局長  
議会局長  
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長  
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（令和 3 年 7 月 12 日）  
を踏まえた工事及び設計等業務の対応について

「都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置（令和 3 年 6 月 21 日）を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」<sup>注1</sup>（令和 3 年 6 月 22 日付 3 財建技第 95 号）を通知し適切な対応をお願いしているところです。

令和 3 年 7 月 8 日に、東京都を対象区域として、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に加えられました。

また、国土交通省より別紙「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和 3 年 7 月 8 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和 3 年 7 月 12 日付事務連絡）の通知がありました。

このことから、改めて受注者に対し「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 25 日版）」<sup>注2</sup>（以下「都のガイドライン」という。）及び国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）」<sup>注3</sup>（以下「国のガイドライン」という。）の周知徹底を図るとともに下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 受注者との協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置等の対応については、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和 3 年 3 月 21 日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和 3 年 3 月 22 日付 2 財建技第 314 号。以下「令和 3 年 3 月 22 日通知」という。）<sup>注4</sup>及び都のガイドラインによることとしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から改めて今後の対応について受注者と協議を行う。

受注者から、一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況など）、従業員の状況（従業員の健康状態など）、工事現場における感染拡大防止措置の状況（「3つの密」を避けることが困難な場合など）等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」<sup>注5</sup>（令和2年4月8日付2財建技第15号。以下「令和2年4月8日通知」という。）の1と同様の対応を行うこと。なお、一時中止の期間は適切に設定する。

その際、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけることとされていることに留意すること。

## 2 工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底

緊急事態宣言の前後を問わず、各工事等においては、改めて、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意などを行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じる等令和2年4月8日通知の2に基づき、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。また、受発注者双方において都及び国のガイドラインを踏まえつつ、各工事等の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めることとする。

注1) 「都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置（令和3年6月21日）を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和3年6月22日付3財建技第95号）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_030622.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_030622.pdf)

注2) 東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和2年6月25日版）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_27.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_27.pdf)

注3) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_40.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_40.pdf)

注4) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和3年3月21日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和3年3月22日付2財建技第314号）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_36.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_36.pdf)

注5)「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」(令和2年4月8日付2財建技第15号)

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_16.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_16.pdf)

担 当

(工事及び設計等業務に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当 (内 27-641)

土木技術担当 (内 27-646)

(工事及び設計等業務の契約に関すること)

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当 (内 26-111)

事務連絡  
令和3年7月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月21日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年7月8日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について沖縄県のみから東京都を加えた1都1県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1道2府6県から北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を除いた1府3県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。